

付属文書 1

表 2: ベラルーシにおける食品と飲料水のセシウム137と
ストロンチウム90の制限値 (RDU-99)

食品	制限値 (Bq/lないしBq/kg)	
	1999年4月26日/2001/2006年	
	セシウム137	ストロンチウム90
飲料水	10	0.37
牛乳、乳製品	100	3.7
コンデンスミルク	200	-
カッターチーズ、同加工製品	50	-
チーズ	50	-
バター	100	-
肉、肉加工製品		-
牛肉、羊肉	500	-
豚肉、鳥肉	180	-
ジャガイモ	80	3.7
パン、パン菓子類	40	3.7
穀粉、ひきわり麦、砂糖	60	-
植物性油	40	-
動物性油脂、マーガリン	100	-
野菜、畑野菜	100	-
くだもの	40	-
ベリー類	70	-
野菜、くだもの、ベリー類の保存食品	74	-
野生ベリー類、その保存食品	185	-
生キノコ類	370	-
乾燥キノコ類	2500	-
乳幼児用食品	37	1.85
その他の食品	370	-

付属文書 1

表 3: 1987年版EURATOM指令による許容食品制限値

食品	制限値 (Bq/lないしBq/kg)			
	ストロンチウム同位体、特にストロンチウム90	ヨウ素同位体、特にヨウ素131	アルファ線核種、特にプルトニウム239、アメリカシウム241	セシウム134、セシウム137、半減期10日超のその他の放射性核種
乳幼児用食品	75	150	1	400
乳製品	125	500	20	1000
その他の食品	750	2000	80	1250
流動食品	125	500	20	1000